

松山市もっと野菜を！応援店事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外食や中食の利用機会が多くなっている生活環境にある中、糖尿病をはじめ生活習慣病の予防や改善に野菜摂取が重要であるため、市民がよりよい健康的な食を選択し、食生活改善に取り組みやすい環境を支援することを目的に、「松山市健康づくり応援パートナー登録事業（以下「応援パートナー」という）」に登録した外食・中食を提供する事業所・飲食店の中から、松山市もっと野菜を！応援店（以下「応援店」という）として認定するため、必要な事項を定める。

(認定資格)

第2条 応援パートナーに登録の外食・中食を提供する事業所・飲食店とは、次に該当する内の敷地内禁煙を実施しているところとする。

- (1) 飲食店（一般食堂、レストラン、喫茶店）
- (2) 弁当店
- (3) 惣菜店
- (4) スーパーマーケット
- (5) その他該当すると判断される事業所

(認定内容)

第3条 応援店の認定については、次に掲げる取り組みのいずれか1つ以上を実施し、要件を満たすものとする。

- (1) 野菜たっぷりメニュー・ゴールド（全て満たすこと）
 - ア 1人前180g以上の野菜・きのこを使用していること。
 - イ 野菜350g以上の摂取について周知啓発を行うこと。
 - ウ 認定ステッカー及び認定シールを掲示すること。
- (2) 野菜たっぷりメニュー・シルバー（全て満たすこと）
 - ア 1人前120g以上の野菜・きのこを使用していること。
 - イ 野菜350g以上の摂取について周知啓発を行うこと。
 - ウ 認定ステッカー及び認定シールを掲示すること。
- (3) +（プラス）1皿野菜メニュー（全て満たすこと）
 - ア 惣菜1人前70g以上の野菜・きのこを使用していること。
 - イ 国が推進するプラス1皿の取り組みについて周知啓発を行うこと。
 - ウ 認定ステッカー及び認定シールを掲示すること。
- (4) Let's ベジファースト（ア、イは選択可。ウ、エは必須）
 - ア 野菜・きのこ料理のみを最初に提供することができること。

- イ 料理提供時に野菜からの摂取を呼びかけること。
- ウ ベジファーストについて周知啓発を行うこと。
- エ 認定ステッカー及び認定シールを掲示すること。

(認定申込)

第4条 応援店の認定を希望する事業所・飲食店は、松山市もっと野菜を！応援店認定申込書（様式第1号）を市に提出するものとする。

(認定審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査のために、必要があると認めるときは、当該申込者の協力を得て、申込に関する事項について調査し、又は資料等の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、認定を決定した事業所・飲食店には、松山市もっと野菜を！応援店の認定ステッカー及び認定シール（様式第2号）を交付する。なお、認定不可と判断したときは、申込者に連絡する。

(周知)

第6条 市長は、前条の規定により応援店として認定した事業所・飲食店の取組内容等を市ホームページ等で広く周知するよう努めるものとする。

(取組等の支援)

第7条 市長は、応援店の認定事業所・飲食店による取組等を支援するため、実施する取組等に応じた有益な情報等を提供するものとする。

(名称の使用)

第8条 応援店の認定事業所・飲食店は、自社が発行する刊行物や広告等に「松山市もっと野菜を！応援店」の名称や認定ステッカー及び認定シールを使用することができる。

(取組等の報告)

第9条 応援店認定事業所・飲食店は、1年間の取組内容等を松山市健康づくり応援パートナー登録事業実施要領の第9条の規定により、松山市健康づくり応援パートナー活動報告書（様式第4号）に記載し、翌年の4月末までに市に提出するものとする。

(認定変更)

第10条 認定内容に変更があったときは、速やかに松山市もっと野菜を！応援店認定変更届出書（様式第3号）を、市に提出するものとする。

(認定取消)

第11条 応援店の認定取消を希望する事業所・飲食店は、松山市もっと野菜を！応援店認定取消届出書（様式第4号）を提出するものとする。

2 市長は、認定した事業所・飲食店が応援店として不適当と判断したときは、認定を取消することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別途定めることとする。

附則

この要領は、令和2年3月30日から施行する。